

徳島県農薬管理指導士認定事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場農薬管理者又は農薬適正使用について指導的な立場にある者（以下、「農薬取扱業者等」という。）が農薬の取扱等についての知識を向上し、徳島県農薬管理指導士（以下、「農薬管理指導士」という。）として、農薬の安全かつ適正な使用を推進するために必要な事項を定める。

(任務)

第2条 農薬管理指導士は、農薬取扱業者等及び農薬使用者に対し、次に掲げる事項について適切な指導又は助言を行うとともに、自らも率先して範を示すものとする。

1. 農薬取締法等関係法令の遵守
2. 農薬の適切な使用及び保管管理
3. 農薬の使用に伴う人畜、その他有用動植物に対する危害防止及び環境汚染の防止
4. 農薬取締法第24条に規定する無登録農薬の使用の禁止
5. 農薬取締法第25条に規定する農薬使用基準の遵守及び第26条に規定する指定を受けた農薬に関する安全使用
6. 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
7. 県が定めた病害虫防除指針等に基づく病害虫及び雑草の防除
8. その他、農薬の安全使用上必要な事項

2 また、農薬管理指導士は、県が実施する農薬の安全使用等に関する各種施策に積極的に参加協力する。

(認定委員会)

第3条 農薬管理指導士認定審査及び本事業の実施に必要な事項について検討を行うため、農薬管理指導士認定委員会（以下、「認定委員会」という。）を開催する。

2 認定委員会の設置、運営等に関する事項は、別に定める徳島県農薬管理指導士認定委員会設置要領に従う。

(研修、試験)

第4条 県は、農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱業者等に対し、農薬管理指導士養成研修（以下、「養成研修」という。）、農薬管理指導士更新研修（以下、「更新研修」という。）及び農薬管理指導士認定試験（以下、「認定試験」という。）を実施する。

- 2 新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱業者等は、第2条の遂行に必要な養成研修を受講する。
- 3 第6条第4項により認定を更新しようとする農薬取扱業者等及び第5条に基づく認定を受けようとする農薬取扱業者等は、更新研修を受講する。
- 4 養成研修及び更新研修のカリキュラムについては、別表第1を基準とする。ただし、見直しが必要になった場合は、認定委員会において策定する。
- 5 養成研修及び更新研修の受講資格は、以下の第1号から第3号の全てを満たす者とする。

1. 徳島県内に住所又は勤務先を有する者
2. 満20才以上の者
3. 次のいずれかに該当する者
 - (1) 農薬販売業者又はその従業員で、現に農薬の販売業務に従事している者のうち実務経験が概ね2年以上あり、原則として毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱責任者の資格を有する者
 - (2) 防除業者又はその従業員で、現に防除業務に従事している者のうち実務経験が概ね2年以上あり、原則として毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱責任者の資格を有する者
 - (3) ゴルフ場農薬管理者で、現に防除業務に従事している者のうち実務経験が概ね2年以上あり、原則として毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱責任者の資格を有する者
 - (4) 農薬適正使用に関して指導的立場にある団体の職員で、現に指導業務に従事している者のうち、上記(1)から(3)の販売業務又は防除業務を含む実務経験が概ね2年以上ある者
 - (5) 第7条第1項第1号により認定を取消された日から3年以上経過している者の内、認定委員会の審査を受けて承認された者。
6. 養成研修を受講しようとする者は別記様式第2号、更新研修を受講しようとする者は別記様式第4号により、認定委員会が別途定める日までに知事に申し込みをするものとする。
7. 養成研修を修了した者は、認定委員会が作成した認定試験を受験するものとする。

(研修、試験の免除)

- 第5条 次のいずれかに該当する者は、養成研修及び認定試験を免除することができる。
- (1) 全国農業協同組合連合会が実施する本事業と同様の事業により防除指導員の資格を有する者
 - (2) 全国農薬協同組合が実施する本事業と同様の事業により農薬安全使用コンサルタントの資格を有する者
 - (3) 他の都道府県知事より農薬管理指導士として認定されている者
- 2 前項の規定により養成研修及び認定試験の免除を受ける者であっても、更新研修を受講し、認定委員会の審査に合格しなければ農薬管理指導士として認定されない。
- 3 養成研修及び認定試験の免除を受けようとする者は、更新研修の申し込み時に別記様式第3号による申請をしなければならない。

(認定及び更新)

- 第6条 知事は、認定委員会の意見を聞いて、農薬管理指導士を認定する。
- 2 知事は、認定した農薬管理指導士に対して、認定証（別記様式第1号）を交付する。
 - 3 農薬管理指導士の認定期間は3年とする。
 - 4 知事は、農薬管理指導士の認定期間が満了した者（満了日から概ね1年以内の者に限る）又は認定期間が満了しようとしている者が更新を希望し、更新研修を受講し、認定委員会の審査に合格した場合は、認定期間を更新する。

(認定の取消)

第7条 知事は、農薬管理指導士が次に掲げる行為があると認められた場合は、認定を取消すことができる。

1. 農薬管理指導士が農薬取締法及び毒物及び劇物取締法に違反したり、この要領に反する等農薬管理指導士としてふさわしくない行為があつた場合。
 2. 農薬管理指導士が第4条第5項第4号の販売業務、防除業務又は指導業務に携わらなくなつた場合。
 3. 本人から認定取消しの申出があつた場合。
- 2 前項第1号にある場合は、認定委員会の審査を経なければならない。
- 3 農薬管理指導士の認定を取り消された場合は、直ちに認定証を知事に返納するものとする。

(再認定)

第8条 次に定める場合、更新研修を受講し、認定委員会の審査に合格すれば農薬管理指導士として再認定できる。

1. 第7条第1項第2号により認定を取消された者が再び農薬取扱業務に付いた場合
 2. 第7条第1項第3号により認定を取消された者が再び認定を希望した場合。
- 2 再認定については、認定取消し後1年以内の者について行うものとする。

(再交付)

第9条 次に該当する場合、農薬管理指導士は、別記様式第5号により認定証の再交付を知事に申請し、再交付を受けることができる。

1. 認定証を紛失又は汚損した場合
2. 第11条による店頭表示を行う者に、氏名、住所、勤務先の名称、勤務先の所在地の変更があつた場合

(認定事項の変更)

第10条

農薬管理指導士は、認定証に記載している項目に変更が生じたときは、別記様式第8号により、速やかに認定事項の変更を知事に届けるものとする。

(店頭表示)

第11条 農薬管理指導士の認定を受けた者は、認定証を店頭に掲げることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成元年9月5日から施行する。

この要領は、平成3年1月8日から一部改正し施行する。

この要領は、平成9年3月7日から一部改正し施行する。

この要領は、平成16年10月1日から一部改正し施行する。

この要領は、平成17年4月1日から一部改正し施行する。

この要領は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。

この要領は、平成30年12月1日から一部改正し施行する。

この要領は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。

この要領は、令和6年4月1日から一部改正し施行する。

別表第1(第4条関係)

農薬管理指導士養成研修基準カリキュラム

(科 目) (単位)

農薬管理指導士の任務	1
農薬取締法	1
毒物及び劇物	1
植物防疫	1
農薬安全使用・保管管理	1
農薬安全性評価	1
病害概論と防除	1
虫害概論と防除	1
雑草概論と防除	1
計	9

農薬管理指導士更新研修基準カリキュラム

(科 目) (単位)

農薬管理指導士の任務	1
農薬取締法	1
毒物及び劇物	1
植物防疫	1
農薬安全使用・保管管理	1
農薬安全性評価	1

計 6

別記様式第1号(第6条関係)

認定番号第 号

認定証

氏名
住所
生年月日
勤務先の名称
〃 所在地

上記の者を徳島県農薬管理指導士として認定する。

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

徳島県知事

印

別記様式第2号(第4条、第8条関係)

農薬管理指導士認定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所

フリガナ
氏名

勤務先の名称

〃 の所在地

徳島県農薬管理指導士認定事業実施要領に基づき、徳島県農薬管理指導士の認定を受けたいので次の書類を添えて申請します。

- 1 履歴書 (別記様式第6号)
- 2 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類又はその写し
- 3 農薬取扱者の従業員にあっては農薬取扱実務従事証明 (別記様式第7号)

農薬管理指導士認定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所

フリガナ
氏名

勤務先の名称
〃 の所在地

徳島県農薬管理指導士認定事業実施要領に基づき、徳島県農薬管理指導士の認定を受けたいので次の書類を添えて申し込みます。

なお、同要領第5条の規定により養成研修及び認定試験の免除を合わせて申請します。

- 1 履歴書（別記様式第6号）
- 2 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類又はその写し
- 3 防除指導員、農薬安全コンサルタント又は他県農薬管理指導士の資格を有する書類又はその写し
- 4 農薬取扱者の従業員にあっては農薬取扱実務従事証明（別記様式第7号）

別記様式第4号(第4条、第8条関係)

農薬管理指導士更新認定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所

フリガナ
氏名

勤務先の名称

〃 の所在地

徳島県農薬管理指導士認定事業実施要領に基づき、徳島県農薬管理指導士の更新認定を受けたいので次の書類を添えて申請します。

なお、農薬管理指導士の認定状況は次のとおりです。

認定番号

認定期間

年 月 日から

年 月 日まで

1 履歴書 (別記様式第6号)

2 農薬取扱者の従業員にあっては農薬取扱実務従事証明 (別記様式第7号)

農薬管理指導士認定証再交付申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所

フリガナ
氏名

勤務先の名称
〃 の所在地

徳島県農薬管理指導士認定事業実施要領第9条に基づき農薬管理指導士認定証の再交付を申請します。

認定番号

認定期間

年 月 日から

年 月 日まで

再交付の理由

別記様式第6号(第4条、第5条、第8条)

履歴書

年 月 日現在

氏名	ふりがな -----
生年月日	年 月 日 生
現住所	(〒) 電話番号 メールアドレス
勤務先の名称	
勤務先の住所	(〒) 電話番号 メールアドレス
職歴	
※農薬取扱業経営主の場合 販売業者又は防除業者の届出年月日 年 月 日	
資格等	
名称 毒物劇物取扱責任者 年 月取得 防除指導員 年 月取得 農薬安全コンサルタント 年 月取得	
※農薬管理指導士 都道府県名() 認定期間(年 月 ~ 年 月) ※徳島県以外で農薬管理指導士の認定を受ている場合のみ記入すること	
償罰	

* : 該当するものを○で囲んでください

別記様式第7号(第4条、第5条、第8条)

農薬取扱業務従事証明書

住所

氏名

上記の者は、 年 月 日から現在まで(農薬の販売、防除業、防除業務、指導業務)の実務についていることを証明します。

年 月 日

徳島県知事 殿

農薬取扱事業者の住所

〃 の名称

代表者氏名

別記様式第8号(第10条関係)

農薬管理指導士変更届

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所

フ リ カ ヌ

氏名

徳島県農薬管理指導士認定事業実施要領第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更項目	() 氏名 () 住所 () 勤務先の名称 () 勤務先の所在地
変更内容	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日

※変更項目：該当する項目に○をつける